

令和3年第6回 鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和3年12月1日（水）午後1時30分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第43号 定時登録者の決定について

議案第44号 随時抹消者の決定について

(規則等改正関係)

議案第45号 鳥取市選挙運動管理規則の一部改正について

議案第46号 鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部改正について

議案第47号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則の一部改正について

議案第48号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部改正について

議案第49号 鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正について

3 報 告 事 項

報告第5号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第43号

定時登録者の決定について

令和3年12月1日現在で、同月同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による定時登録者の決定をするためである。

令和3年12月1日(定時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和3年10月31日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和3年12月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	835	989	1,824	2	1	3	1	1	2	1	1	2				2	-1	1	837	987	1,824
2	1,494	1,754	3,248	8	10	18		1	1	5	5	10				6	5	11	1,503	1,763	3,266
3	911	1,139	2,050	2	6	8	2	2	4		1	1				4	1	5	915	1,143	2,058
4	1,521	1,879	3,400	3	4	7	1	4	5	1	3	4				1		1	1,523	1,876	3,399
5	3,630	3,944	7,574	12	9	21	2	1	3	8	6	14				-1	2	1	3,631	3,948	7,579
6	3,029	3,413	6,442	14	11	25		3	3	4	2	6				5		5	3,044	3,419	6,463
7	1,332	1,441	2,773	2	5	7	3		3	4	2	6				-6	-2	-8	1,321	1,442	2,763
8	1,242	1,408	2,650	1	3	4	1	3	4	4	2	6					3	3	1,238	1,409	2,647
9	1,510	1,748	3,258	11	11	22	1	2	3	3	4	7				-6	-6		1,517	1,747	3,264
10	1,057	1,273	2,330	4	2	6	3	5	8	2	1	3							1,056	1,269	2,325
11	953	1,032	1,985	1	3	4		3	3	1		1				3	5	8	956	1,037	1,993
12	2,578	2,982	5,560	11	5	16	9	2	11	4	4	8				4	2	6	2,580	2,983	5,563
13	1,023	1,074	2,097	2	2	4	3	1	4		1	1				1		1	1,023	1,074	2,097
14	635	628	1,263	2	1	3	2	1	3		1	1				2	2	4	637	629	1,266
15	1,900	2,095	3,995	9	7	16	1	1	2	8	9	17				-5	-6	-11	1,895	2,086	3,981
16	3,241	3,709	6,950	7	5	12	1	5	6	8	3	11				-4	-3	-7	3,235	3,703	6,938
17	2,789	2,899	5,688	6	8	14	1	3	4	8	2	10				-4	4		2,782	2,906	5,688
18	1,485	1,598	3,083	3	4	7	1	3	4	3	2	5				-1	-1	-2	1,483	1,596	3,079
19	360	411	771		2	2										1	1	2	361	414	775
20	842	867	1,709		1	1	1	2	3	1	1	2				-3		-3	837	865	1,702
21	1,025	1,143	2,168	5	7	12	1	3	4		1	1				2	-1	1	1,031	1,145	2,176
22	1,145	1,301	2,446	5	1	6	1	3	4	2	2	4				-3	-1	-4	1,144	1,296	2,440
23	1,302	1,318	2,620	7	6	13	1		1	3	5	8				3	2	5	1,308	1,321	2,629
24	1,098	1,140	2,238	2	2	4	1	3	4	2	1	3				-1	-2	-3	1,096	1,136	2,232
25	218	220	438							1		1					1	1	217	221	438
26	86	100	186																86	100	186
27	222	233	455				1		1							1		1	222	233	455
28	66	60	126																66	60	126
29	1,828	1,952	3,780	6	9	15	1		1	3	3	6				-5	-7	-12	1,825	1,951	3,776
30	1,274	1,340	2,614	3	2	5	1	2	3	2	4	6				2	2	4	1,276	1,338	2,614
31	395	468	863		1	1	1	1	2	1		1				-1	-1	-2	392	467	859
32	357	371	728	1		1					1	1				-1		-1	357	370	727
33	114	123	237													-1	-2	-3	113	121	234
34	2,823	2,901	5,724	8	10	18	1		1	4	6	10					6	6	2,826	2,911	5,737
35	2,573	2,409	4,982	12	9	21	3	4	7	7	3	10				7	9	16	2,582	2,420	5,002
36	2,231	2,438	4,669	11	4	15	4	7	11	2		2				-2	2		2,234	2,437	4,671
37	776	833	1,609		1	1		2	2							2	4	6	778	836	1,614
38	39	44	83																39	44	83
39	2,934	3,285	6,219	10	11	21	1	2	3	5	2	7				2	-10	-8	2,940	3,282	6,222
40	1,450	1,626	3,076		9	9		1	1	4		4				-7	-2	-9	1,439	1,632	3,071
41	1,844	1,974	3,818	7	3	10	2	2	4								-1	-1	1,849	1,974	3,823
42	1,174	1,287	2,461	6	3	9	1	1	2	4	1	5				1	-2	-1	1,176	1,286	2,462
50	995	1,113	2,108	2	1	3	1		1	1	3	4				-4	-3	-7	991	1,108	2,099
51	789	919	1,708	4	4	8	1		1	5	2	7				5	-1	4	792	920	1,712
52	504	578	1,082	2	1	3	2	2	4							1		1	505	577	1,082
53	635	729	1,364	2	1	3	1		1	2		2					-3	-3	634	727	1,361
54	142	167	309				1		1										141	167	308
55	30	37	67																30	37	67
56	81	79	160		1	1										-1		-1	80	80	160
57	37	46	83				1		1										36	46	82
58	768	789	1,557	1		1					1	1					-1	-1	769	787	1,556
59	257	290	547	1		1		1	1							-2	1	-1	256	290	546

投票区	令和3年10月31日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和3年12月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
60	155	171	326	1		1				1	1					-1	-1		156	169	325
61	973	1,046	2,019	2	2	4	1	2	3	1	1	2				2	2		973	1,047	2,020
62	317	372	689		2	2	1	1	2							-2	1	-1	314	374	688
63	509	526	1,035				3		3							-1	-1		506	525	1,031
64	181	217	398													-1	-2	-3	180	215	395
65	252	254	506		1	1	1		1		1					2	1	3	253	256	509
66	202	224	426		2	2													202	226	428
67	100	116	216																100	116	216
68	169	185	354													-1	1		168	186	354
69	473	569	1,042		1	1	2	1	3	1		1			1	3	4		471	572	1,043
70	439	485	924	2	1	3	1	2	3							1	1		440	485	925
71	374	403	777													-1	1		373	404	777
72	35	50	85																35	50	85
73	22	21	43				1		1										21	21	42
74	216	253	469	1		1		1	1	2		2				1	1		215	253	468
75	181	190	371																181	190	371
76	196	240	436				1		1										195	240	435
77	58	57	115													-1		-1	57	57	114
78	45	49	94																45	49	94
79	43	47	90																43	47	90
80	585	649	1,234				1	2	3		1	1			2	1	3		586	647	1,233
81	214	221	435		1	1										1	1		214	223	437
82	227	231	458				1		1										226	231	457
83	251	267	518							1		1				-1	-1		250	266	516
84	395	411	806	1	1	2	1		1										395	412	807
85	1,221	1,340	2,561	4	1	5	2	1	3	1	2	3			2	-1	1		1,224	1,337	2,561
86	339	403	742	1	3	4	1		1						-2		-2		337	406	743
87	167	199	366													-1	-1		167	198	365
88	626	678	1,304	1	2	3	1		1		2	2			-1	-2	-3		625	676	1,301
89	687	685	1,372	2		2										3	3		689	688	1,377
90	97	123	220													-1	-1		97	122	219
91	80	85	165																80	85	165
92	577	660	1,237	1	2	3	2	1	3	1		1			2	-1	1		577	660	1,237
93	371	430	801		1	1		1	1										371	430	801
94	417	441	858	1		1										1	1		418	442	860
95	38	42	80																38	42	80
96	336	345	681	2		2		1	1							-1	-1		338	343	681
97	210	201	411					3	3	1	1	2			-1	-1	-2		208	196	404
98	365	436	801		1	1	2	2	4		1	1			-2		-2		361	434	795
99	31	36	67																31	36	67
旧市	57,341	62,849	120,190	183	178	361	53	74	127	105	79	184	0	0	0	4	3	7	57,370	62,877	120,247
国府	3,213	3,668	6,881	10	8	18	7	2	9	8	5	13	0	0	0	1	-7	-6	3,209	3,662	6,871
福部	1,180	1,250	2,430	3	0	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	-2	-1	-3	1,181	1,246	2,427
河原	2,703	2,940	5,643	2	7	9	6	3	9	1	1	2	0	0	0	-2	2	0	2,696	2,945	5,641
用瀬	1,343	1,528	2,871	2	2	4	4	3	7	1	0	1	0	0	0	0	5	5	1,340	1,532	2,872
佐治	739	836	1,575	1	0	1	1	1	2	2	0	2	0	0	0	-1	1	0	736	836	1,572
気高	3,399	3,721	7,120	6	6	12	6	3	9	2	3	5	0	0	0	2	-1	1	3,399	3,720	7,119
鹿野	1,490	1,571	3,061	3	2	5	1	0	1	0	2	2	0	0	0	-1	0	-1	1,491	1,571	3,062
青谷	2,345	2,591	4,936	4	4	8	4	8	12	2	2	4	0	0	0	-1	-2	-3	2,342	2,583	4,925
合計	73,753	80,954	154,707	214	207	421	82	95	177	121	94	215							73,764	80,972	154,736

選挙人名簿登録者数

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計
1	遷喬小学校	837	987	1,824	58	福部町コミュニティセンター	769	787	1,556
2	久松会館	1,503	1,763	3,266	59	山湯山農業センター	256	290	546
3	醇風小学校体育館	915	1,143	2,058	60	福部町久志羅集会所	156	169	325
4	西中学校体育館	1,523	1,876	3,399	61	鳥取市河原町総合支所	973	1,047	2,020
5	城北小学校体育館	3,631	3,948	7,579	62	国英地区公民館	314	374	688
6	浜坂地区公民館	3,044	3,419	6,463	63	散岐小学校体育館	506	525	1,031
7	富桑小学校体育館	1,321	1,442	2,763	64	水根公会堂	180	215	395
8	明德小学校体育館	1,238	1,409	2,647	65	河原町総合体育館	253	256	509
9	日進小学校体育館	1,517	1,747	3,264	66	西郷小学校体育館	202	226	428
10	山の手体育館	1,056	1,269	2,325	67	小河内公民館	100	116	216
11	修立小学校体育館	956	1,037	1,993	68	北村公民館	168	186	354
12	東中学校体育館	2,580	2,983	5,563	69	用瀬町民会館	471	572	1,043
13	稲葉山小学校体育館	1,023	1,074	2,097	70	大村電化農協会館	440	485	925
14	東デイサービスセンター	637	629	1,266	71	社地区公民館	373	404	777
15	南中学校体育館	1,895	2,086	3,981	72	用瀬町屋住多目的集会所	35	50	85
16	美保小学校体育館	3,235	3,703	6,938	73	用瀬町江波多目的集会所	21	21	42
17	面影小学校体育館	2,782	2,906	5,688	74	佐治町地域活性化センター	215	253	468
18	津ノ井小学校体育館	1,483	1,596	3,079	75	プラザ佐治記念ホール	181	190	371
19	米里体育館	361	414	775	76	佐治町西佐治会館	195	240	435
20	倉田体育館	837	865	1,702	77	佐治町山王ふれあい会館	57	57	114
21	鳥取県漁業協同組合	1,031	1,145	2,176	78	佐治町津無生活改善センター	45	49	94
22	賀露町七区公民館	1,144	1,296	2,440	79	佐治町津野ふれあいの館	43	47	90
23	大正小学校体育館	1,308	1,321	2,629	80	宝木地区公民館	586	647	1,233
24	美穂地区公民館	1,096	1,136	2,232	81	鳥取市気高人権福祉センター	214	223	437
25	神戸地区公民館	217	221	438	82	瑞穂地区公民館	226	231	457
26	岩坪生活改善センター	86	100	186	83	市営住宅矢口団地集会所	250	266	516
27	東郷地区公民館	222	233	455	84	逢坂地区公民館	395	412	807
28	高路公民館	66	60	126	85	気高町総合支所	1,224	1,337	2,561
29	世紀小学校体育館	1,825	1,951	3,776	86	浜村小学校体育館	337	406	743
30	松保地区公民館	1,276	1,338	2,614	87	船磯公民館	167	198	365
31	豊実地区公民館	392	467	859	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	625	676	1,301
32	上原多目的集会施設	357	370	727	89	勝谷地区公民館	689	688	1,377
33	河内生活改善センター	113	121	234	90	小鷲河地区公民館	97	122	219
34	湖山小学校体育館	2,826	2,911	5,737	91	鹿野町河内生活改善センター	80	85	165
35	国際交流プラザ	2,582	2,420	5,002	92	青谷地区公民館	577	660	1,237
36	末恒小学校体育館	2,234	2,437	4,671	93	青谷小学校体育館	371	430	801
37	湖南学園体育館	778	836	1,614	94	中郷地区公民館	418	442	860
38	矢矯公民館	39	44	83	95	絹見公民館	38	42	80
39	美保南小学校体育館	2,940	3,282	6,222	96	日置谷地区公民館	338	343	681
40	中ノ郷小学校体育館	1,439	1,632	3,071	97	勝部地区公民館	208	196	404
41	若葉台体育館	1,849	1,974	3,823	98	日置地区公民館	361	434	795
42	桜ヶ丘中学校体育館	1,176	1,286	2,462	99	八葉寺公民館	31	36	67
50	あおば地区公民館	991	1,108	2,099		旧市計	57,370	62,877	120,247
51	宮下地区公民館	792	920	1,712		国府町計	3,209	3,662	6,871
52	国府町コミュニティセンター	505	577	1,082		福部町計	1,181	1,246	2,427
53	国府東小学校体育館	634	727	1,361		河原町計	2,696	2,945	5,641
54	成器地区公民館	141	167	308		用瀬町計	1,340	1,532	2,872
55	山のめぐみ館	30	37	67		佐治町計	736	836	1,572
56	大茅地区公民館	80	80	160		気高町計	3,399	3,720	7,119
57	扇の里交流館	36	46	82		鹿野町計	1,491	1,571	3,062
						青谷町計	2,342	2,583	4,925
						合計	73,764	80,972	154,736

※ 投票所名は令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の際に投票所として使用された施設名です。

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第1投票区	837	987	1,824
尚徳町	0	0	0
元大工町	33	42	75
掛出町	52	46	98
上魚町	13	17	30
片原一丁目	18	15	33
片原二丁目	20	21	41
片原三丁目	16	22	38
鍛冶町	33	32	65
若桜町	28	36	64
本町一丁目	4	5	9
本町二丁目	53	58	111
本町三丁目	26	30	56
桶屋町	36	46	82
職人町	33	37	70
二階町一丁目	27	35	62
二階町二丁目	18	23	41
二階町三丁目	25	33	58
新町	30	44	74
元魚町一丁目	26	30	56
元魚町二丁目	22	23	45
戒町	64	71	135
川端一丁目	60	72	132
川端二丁目	31	39	70
川端三丁目	19	26	45
元町	150	184	334
第2投票区	1,503	1,763	3,266
馬場町	74	87	161
栗谷町	76	87	163
江崎町	73	90	163
東町一丁目	34	38	72
東町二丁目	41	56	97
東町三丁目	104	115	219
西町一丁目	70	78	148
西町二丁目	86	104	190
西町三丁目	162	176	338
湯所町一丁目	379	426	805
湯所町二丁目	260	317	577
丸山町(一部)	144	189	333
第3投票区	915	1,143	2,058
西町四丁目	78	81	159
西町五丁目	62	59	121
玄好町	126	158	284
材木町	115	184	299
片原四丁目	37	44	81
片原五丁目	136	168	304
本町四丁目	23	18	41
本町五丁目	39	50	89
二階町四丁目	22	24	46
茶町	63	70	133
元魚町三丁目	28	34	62
元魚町四丁目	44	50	94
川端四丁目	26	47	73
川端五丁目	116	156	272
第4投票区	1,523	1,876	3,399
南町	242	277	519
寿町	267	321	588
新品治町	133	147	280
薬師町	24	27	51

町名	男	女	計
相生町一丁目	99	117	216
相生町二丁目	104	117	221
相生町三丁目	156	234	390
相生町四丁目	181	234	415
西品治(狐川以東)	58	74	132
田園町一丁目	174	225	399
田園町二丁目	85	103	188
第5投票区	3,631	3,948	7,579
丸山町(一部)	199	199	398
西品治(一部)	33	46	79
田島(一部)	510	587	1,097
秋里	803	908	1,711
松並町一丁目	264	280	544
松並町二丁目	273	324	597
松並町三丁目	0	1	1
田園町三丁目	145	148	293
田園町四丁目	175	166	341
青葉町一丁目	75	99	174
青葉町二丁目	139	167	306
青葉町三丁目	79	100	179
安長(一部)	436	425	861
商栄町	141	138	279
千代水一丁目	1	1	2
千代水二丁目	4	4	8
千代水三丁目	2	0	2
千代水四丁目	3	3	6
南安長一丁目	349	352	701
第6投票区	3,044	3,419	6,463
江津	482	491	973
浜坂	387	441	828
浜坂一丁目	184	211	395
浜坂二丁目	266	313	579
浜坂三丁目	298	341	639
浜坂四丁目	266	317	583
浜坂五丁目	175	191	366
浜坂六丁目	270	344	614
浜坂七丁目	105	104	209
浜坂八丁目	238	230	468
浜坂東一丁目	373	436	809
第7投票区	1,321	1,442	2,763
行徳三丁目	379	433	812
西品治(狐川以西)	852	903	1,755
田島(一部)	71	73	144
安長(一部)	19	33	52
第8投票区	1,238	1,409	2,647
瓦町	188	216	404
今町一丁目	167	192	359
今町二丁目	59	77	136
東品治町	0	1	1
幸町	164	206	370
行徳一丁目	347	378	725
行徳二丁目	313	339	652
第9投票区	1,517	1,747	3,264
寺町	182	210	392
栄町	140	177	317
弥生町	81	103	184
末広温泉町	180	180	360

町名	男	女	計
永楽温泉町	257	321	578
吉方温泉一丁目	268	283	551
吉方温泉二丁目	153	193	346
吉方温泉三丁目	256	280	536
第10投票区	1,056	1,269	2,325
上町	177	173	350
中町	102	141	243
大榎町	31	35	66
庖丁人町	55	63	118
大工町頭	44	72	116
御弓町	60	80	140
吉方町一丁目	144	164	308
吉方町二丁目	168	223	391
立川町一丁目	133	143	276
立川町二丁目	142	175	317
第11投票区	956	1,037	1,993
吉方温泉四丁目	253	225	478
南吉方三丁目	162	176	338
立川町三丁目	116	140	256
立川町五丁目(2区)	425	496	921
第12投票区	2,580	2,983	5,563
卯垣	137	139	276
岩倉	692	748	1,440
卯垣四丁目	235	261	496
立川町六丁目	597	767	1,364
立川町七丁目	82	86	168
大杵(東扇町)	201	248	449
桜谷(桜ヶ丘)	97	125	222
東今在家(一部)	539	609	1,148
第13投票区	1,023	1,074	2,097
卯垣一丁目	75	82	157
卯垣二丁目	252	271	523
卯垣三丁目	173	190	363
立川町四丁目	138	128	266
立川町五丁目(1区)	229	256	485
卯垣五丁目	156	147	303
第14投票区	637	629	1,266
百谷	35	32	67
滝山	592	588	1,180
小西谷	10	9	19
第15投票区	1,895	2,086	3,981
吉方	243	257	500
南吉方一丁目	146	199	345
南吉方二丁目	261	280	541
富安一丁目	384	388	772
富安二丁目	366	390	756
天神町	87	84	171
扇町	149	156	305
興南町	259	332	591
第16投票区	3,235	3,703	6,938
古市	235	256	491
富安	112	131	243
吉成(大路川以北)	1,239	1,444	2,683
大覚寺	954	1,107	2,061
吉成一丁目	247	246	493

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
吉成二丁目	303	355	658
吉成三丁目	145	164	309
第17投票区	2,782	2,906	5,688
雲山	1,325	1,384	2,709
新	286	329	615
大杓(東扇町を除く)	338	350	688
面影一丁目	427	398	825
面影二丁目	406	445	851
第18投票区	1,483	1,596	3,079
杉崎	213	223	436
南栄町	101	123	224
津ノ井	385	415	800
生山	97	104	201
桂木	475	494	969
海蔵寺	15	18	33
船木	35	33	68
広岡	25	31	56
香取	48	44	92
紙子谷	66	81	147
祢宜谷	23	30	53
第19投票区	361	414	775
東大路	59	70	129
中大路	48	58	106
西大路	30	35	65
久末	73	87	160
美和	40	40	80
古郡家	46	48	94
越路	65	76	141
第20投票区	837	865	1,702
数津(一部)	68	55	123
八坂	33	36	69
橋本	41	36	77
馬場	169	175	344
国安	241	238	479
蔵田	38	42	80
円通寺	164	183	347
西円通寺	83	100	183
第21投票区	1,031	1,145	2,176
港町	3	2	5
賀露町西三丁目	292	315	607
賀露町北一丁目	143	154	297
賀露町北二丁目	143	150	293
賀露町北三丁目	216	250	466
賀露町北四丁目	234	274	508
第22投票区	1,144	1,296	2,440
賀露町(一部)	9	13	22
賀露町西一丁目	57	68	125
賀露町西二丁目	1	0	1
賀露町南一丁目	187	213	400
賀露町南二丁目	126	200	326
賀露町南三丁目	84	98	182
賀露町南四丁目	201	224	425
賀露町南五丁目	75	74	149
賀露町南六丁目	142	169	311
晩稻	114	90	204
南隈	148	147	295

町名	男	女	計
第23投票区	1,308	1,321	2,629
野寺	36	42	78
服部	47	62	109
菖蒲	101	105	206
古海	780	770	1,550
緑ヶ丘一丁目	344	342	686
第24投票区	1,096	1,136	2,232
赤子田	28	55	83
長谷	72	67	139
倭文	127	136	263
玉津	46	46	92
横枕	53	64	117
猪子	38	38	76
向国安	65	65	130
竹生	32	35	67
上味野	111	126	237
朝月	90	96	186
源太	45	58	103
下味野	389	350	739
第25投票区	217	221	438
上砂見	84	90	174
中砂見	48	52	100
下砂見	85	79	164
第26投票区	86	100	186
岩坪	86	100	186
第27投票区	222	233	455
本高	73	77	150
北村	30	42	72
西今在家	28	24	52
篠坂	15	16	31
中村	54	51	105
有富	22	23	45
第28投票区	66	60	126
高路	66	60	126
第29投票区	1,825	1,951	3,776
徳尾	455	495	950
岩吉	105	107	212
里仁	183	234	417
徳吉	227	283	510
五反田町	0	0	0
南安長二丁目	185	146	331
南安長三丁目	145	144	289
緑ヶ丘二丁目	229	222	451
緑ヶ丘三丁目	296	320	616
第30投票区	1,276	1,338	2,614
足山	32	33	65
布勢	434	425	859
桂見	556	577	1,133
高住	188	233	421
良田	66	70	136
第31投票区	392	467	859
下段	63	64	127
大塚	48	43	91

町名	男	女	計
野坂	98	129	227
宮谷	78	78	156
嶋	49	54	103
大桝	56	99	155
第32投票区	357	370	727
松上	58	73	131
細見	49	46	95
上原	144	148	292
尾崎	26	31	57
上段	80	72	152
第33投票区	113	121	234
河内	63	66	129
槇原	50	55	105
第34投票区	2,826	2,911	5,737
湖山町東一丁目	314	347	661
湖山町東二丁目	12	12	24
湖山町東三丁目	1	1	2
湖山町東四丁目	8	6	14
湖山町東五丁目	154	170	324
湖山町南一丁目	401	395	796
湖山町南二丁目	497	541	1,038
湖山町南三丁目	779	776	1,555
湖山町南四丁目	14	12	26
湖山町北一丁目	294	283	577
湖山町北六丁目	352	368	720
第35投票区	2,582	2,420	5,002
湖山町	0	0	0
湖山町西一丁目	370	311	681
湖山町西二丁目	190	197	387
湖山町西三丁目	199	220	419
湖山町西四丁目	13	4	17
湖山町南五丁目	389	302	691
湖山町北二丁目	435	393	828
湖山町北三丁目	296	310	606
湖山町北四丁目	476	458	934
湖山町北五丁目	214	225	439
第36投票区	2,234	2,437	4,671
伏野	286	298	584
白兔	132	186	318
小沢見	35	30	65
内海中	22	27	49
三津	109	117	226
美萩野一丁目	322	375	697
美萩野二丁目	453	490	943
美萩野三丁目	418	443	861
美萩野四丁目	248	248	496
美萩野五丁目	209	223	432
第37投票区	778	836	1,614
松原	149	150	299
六反田	36	33	69
大畑	52	53	105
金沢	62	66	128
福井	88	80	168
吉岡温泉町	261	315	576
妙徳寺	24	26	50
洞谷	17	17	34

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
瀬田蔵	10	16	26
長柄	38	40	78
三山口	32	31	63
御熊	9	9	18
第38投票区	39	44	83
双六原	21	26	47
矢矯	18	18	36
第39投票区	2,940	3,282	6,222
吉成(大路川以南)	181	196	377
宮長	923	996	1,919
の場	220	217	437
叶	369	423	792
数津(一部)	64	70	134
叶一丁目	126	145	271
吉成南町一丁目	416	512	928
吉成南町二丁目	180	227	407
の場一丁目	9	4	13
の場二丁目	186	215	401
の場三丁目	142	157	299
の場四丁目	124	120	244
第40投票区	1,439	1,632	3,071
覚寺	347	366	713
円護寺	323	364	687
北園一丁目	286	352	638
北園二丁目	357	400	757
山城町	126	150	276
第41投票区	1,849	1,974	3,823
若葉台南一丁目	13	15	28
若葉台南二丁目	178	192	370
若葉台南三丁目	293	319	612
若葉台南四丁目	6	22	28
若葉台南五丁目	161	175	336
若葉台南六丁目	267	274	541
若葉台南七丁目	2	0	2
若葉台北二丁目	211	220	431
若葉台北三丁目	272	307	579
若葉台北四丁目	326	334	660
若葉台北六丁目	120	116	236
第42投票区	1,176	1,286	2,462
正蓮寺	407	407	814
桜谷(桜ヶ丘を除く)	640	724	1,364
東今在家(一部)	129	155	284
第50投票区	991	1,108	2,099
国府町奥谷三丁目	66	74	140
国府町稲葉丘一丁目	78	88	166
国府町稲葉丘二丁目	77	86	163
国府町稲葉丘三丁目	50	54	104
国府町分上一丁目	80	81	161
国府町分上二丁目	110	127	237
国府町分上三丁目	71	83	154
国府町分上四丁目	36	50	86
国府町新町一丁目	102	107	209
国府町新町二丁目	64	67	131
国府町新通り一丁目	29	34	63
国府町新通り二丁目	105	124	229
国府町新通り三丁目	122	132	254

町名	男	女	計
国府町新通り四丁目	1	1	2
第51投票区	792	920	1,712
国府町中郷	68	86	154
国府町宮下	582	670	1,252
国府町奥谷一丁目	72	83	155
国府町奥谷二丁目	70	81	151
第52投票区	505	577	1,082
国府町美歎(一部)	102	110	212
国府町広西	55	66	121
国府町庁	18	26	44
国府町町屋(一部)	116	113	229
国府町国分寺	60	84	144
国府町法花寺	42	45	87
国府町三代寺	112	133	245
第53投票区	634	727	1,361
国府町山根	25	28	53
国府町神垣	51	64	115
国府町清水	24	20	44
国府町岡益	66	85	151
国府町谷	33	41	74
国府町玉鉾	62	71	133
国府町糸谷	41	40	81
国府町高岡	116	156	272
国府町麻生	169	171	340
国府町美歎(一部)	2	3	5
国府町町屋(一部)	45	48	93
第54投票区	141	167	308
国府町神護	15	24	39
国府町山崎	10	13	23
国府町中河原	44	46	90
国府町松尾	12	15	27
国府町吉野	29	37	66
国府町新井	31	32	63
第55投票区	30	37	67
国府町上荒舟	10	11	21
国府町荒舟	20	26	46
第56投票区	80	80	160
国府町雨滝	13	12	25
国府町木原	0	4	4
国府町下木原	9	7	16
国府町石井谷	3	3	6
国府町大石	13	16	29
国府町栃本	23	12	35
国府町菅野	2	3	5
国府町楠城	16	21	37
国府町拾石	1	2	3
第57投票区	36	46	82
国府町上地	36	46	82
第58投票区	769	787	1,556
福部町栗谷	25	23	48
福部町八重原	37	39	76
福部町箭溪	41	48	89
福部町高江	97	91	188
福部町湯山(一部)	5	9	14

町名	男	女	計
福部町海士	306	298	604
福部町細川	177	192	369
福部町岩戸	81	87	168
第59投票区	256	290	546
福部町湯山(一部)	256	290	546
第60投票区	156	169	325
福部町左近	46	50	96
福部町久志羅	29	36	65
福部町中	9	9	18
福部町蔵見	46	45	91
福部町南田	26	29	55
第61投票区	973	1,047	2,020
河原町河原	129	142	271
河原町渡一木	119	121	240
河原町谷一木	44	60	104
河原町長瀬	215	235	450
河原町袋河原	136	146	282
河原町布袋	133	129	262
河原町稲常	32	41	73
河原町鮎ヶ丘	165	173	338
第62投票区	314	374	688
河原町山手	84	74	158
河原町郷原	27	30	57
河原町三谷	34	33	67
河原町高福	50	54	104
河原町徳吉	35	42	77
河原町今在家	48	96	144
河原町片山	36	45	81
第63投票区	506	525	1,031
河原町釜口	112	129	241
河原町和奈見	33	33	66
河原町八日市	43	44	87
河原町佐貫	318	319	637
第64投票区	180	215	395
河原町水根	63	84	147
河原町山上	60	68	128
河原町小倉	57	63	120
第65投票区	253	256	509
河原町天神原	57	56	113
河原町曳田	196	200	396
第66投票区	202	226	428
河原町中井	111	121	232
河原町本鹿	36	40	76
河原町牛戸	31	39	70
河原町湯谷	24	26	50
第67投票区	100	116	216
河原町小河内	72	80	152
河原町神馬	28	36	64
第68投票区	168	186	354
河原町小畑	26	34	60
河原町弓河内	38	40	78
河原町北村	104	112	216

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第69投票区	471	572	1,043
用瀬町古用瀬(一部)	12	22	34
用瀬町用瀬	307	385	692
用瀬町別府	152	165	317
第70投票区	440	485	925
用瀬町鷹狩	274	315	589
用瀬町美成	71	64	135
用瀬町赤波	95	106	201
第71投票区	373	404	777
用瀬町金屋	28	34	62
用瀬町樟原	44	42	86
用瀬町川中	50	53	103
用瀬町宮原	32	38	70
用瀬町安蔵	127	139	266
用瀬町古用瀬(一部)	47	46	93
用瀬町家奥	45	52	97
第72投票区	35	50	85
用瀬町屋住	35	50	85
第73投票区	21	21	42
用瀬町江波	21	21	42
第74投票区	215	253	468
佐治町小原	7	8	15
佐治町葛谷	36	51	87
佐治町刈地	49	49	98
佐治町古市	55	61	116
佐治町大井	36	39	75
佐治町森坪	32	45	77
第75投票区	181	190	371
佐治町加瀬木	96	98	194
佐治町高山	85	92	177
第76投票区	195	240	435
佐治町福園	26	26	52
佐治町加茂	66	74	140
佐治町畑	24	34	58
佐治町つく谷	24	42	66
佐治町河本	24	29	53
佐治町余戸	31	35	66
第77投票区	57	57	114
佐治町尾際	30	35	65
佐治町中	14	8	22
佐治町栃原	13	14	27
第78投票区	45	49	94
佐治町津無	45	49	94
第79投票区	43	47	90
佐治町津野	43	47	90
第80投票区	586	647	1,233
気高町酒津	175	186	361
気高町常松	25	31	56
気高町富吉	36	39	75
気高町宝木	248	285	533

町名	男	女	計
気高町奥沢見	102	106	208
第81投票区	214	223	437
気高町上光	81	82	163
気高町下光元	133	141	274
第82投票区	226	231	457
気高町宿	29	33	62
気高町土居	60	57	117
気高町重高	42	44	86
気高町二本木	19	22	41
気高町下坂本(一部)	76	75	151
第83投票区	250	266	516
気高町下坂本(一部)	186	201	387
気高町日光	64	65	129
第84投票区	395	412	807
気高町殿	60	55	115
気高町飯里	29	34	63
気高町下石	16	15	31
気高町上原	47	42	89
気高町山宮	72	87	159
気高町睦逢	57	70	127
気高町会下	50	43	93
気高町郡家	37	37	74
気高町高江	27	29	56
第85投票区	1,224	1,337	2,561
気高町浜村	453	478	931
気高町勝見	350	398	748
気高町新町二丁目	108	107	215
気高町新町三丁目	61	61	122
気高町北浜二丁目	133	156	289
気高町北浜三丁目	119	137	256
第86投票区	337	406	743
気高町新町一丁目	86	102	188
気高町北浜一丁目	39	28	67
気高町八幡	68	114	182
気高町下原	80	86	166
気高町八束水(一部)	64	76	140
第87投票区	167	198	365
気高町八束水(一部)	167	198	365
第88投票区	625	676	1,301
鹿野町末用	73	83	156
鹿野町閉野	26	24	50
鹿野町広木	4	9	13
鹿野町水谷	32	31	63
鹿野町鹿野	490	529	1,019
第89投票区	689	688	1,377
鹿野町今市	459	451	910
鹿野町寺内	57	58	115
鹿野町宮方	24	28	52
鹿野町中園	35	43	78
鹿野町岡木	78	71	149
鹿野町乙亥正	36	37	73
第90投票区	97	122	219

町名	男	女	計
鹿野町小別所	56	65	121
鹿野町鷲峯	41	57	98
第91投票区	80	85	165
鹿野町河内	80	85	165
第92投票区	577	660	1,237
青谷町善田(一部)	13	38	51
青谷町青谷(一部)	447	505	952
青谷町井手	26	18	44
青谷町長和瀬	91	99	190
第93投票区	371	430	801
青谷町青谷(一部)	371	430	801
第94投票区	418	442	860
青谷町鳴瀧	17	20	37
青谷町北河原	37	33	70
青谷町山田	24	21	45
青谷町亀尻	87	96	183
青谷町吉川	49	51	100
青谷町露谷	42	44	86
青谷町栄町	162	177	339
第95投票区	38	42	80
青谷町絹見	38	42	80
第96投票区	338	343	681
青谷町蔵内	60	62	122
青谷町大坪	76	75	151
青谷町奥崎	74	79	153
青谷町養郷	67	65	132
青谷町善田(一部)	58	58	116
青谷町青谷(一部)	3	4	7
第97投票区	208	196	404
青谷町桑原	50	33	83
青谷町澄水	43	50	93
青谷町楠根	31	28	59
青谷町紙屋	40	42	82
青谷町田原谷	44	43	87
第98投票区	361	434	795
青谷町小畑	55	64	119
青谷町河原	154	175	329
青谷町山根	98	133	231
青谷町早牛	54	62	116
第99投票区	31	36	67
青谷町八葉寺	31	36	67
総計	73,764	80,972	154,736

議案第44号

随時抹消者の決定について

令和3年12月1日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

(死亡・国籍喪失)

- 1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 82人 女 95人 計 177人

(転出後4か月経過)

- 2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき抹消すべき者
男 121人 女 94人 計 215人

(在外選挙人名簿への登録移転)

- 3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

(誤載者)

- 4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

議案第 4 5 号

鳥取市選挙運動管理規則の一部改正について

鳥取市選挙運動管理規則の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

鳥取市選挙運動管理規則の一部を改正する規則

鳥取市選挙運動管理規則（昭和 3 7 年選挙管理委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

選挙事務所設置（異動）届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

（推薦届出者）

住 所
氏 名

次のとおり、選挙事務所を設置（異動）したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行			選挙
候 補 者 氏 名				
旧 事 務 所 所 在 地 (設置届の場合は記入不要)				
新 事 務 所	所 在 地			
	建 物 名 称		電話番号	
設置（異動）年 月 日	年 月 日			
連 絡 責 任 者 氏 名		電話番号		

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置又は異動について候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号を次のように改める。

推薦届出代表者証明書

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	

上記の者は、 年 月 日執行の 選挙の候補者 の推薦届出者の代表者であることを証明します。

年 月 日

推薦届出者

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

備考 推薦届出者全員が、署名又は記名押印してください。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

表示布再交付申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

住 所

氏 名

年 月 日執行の 選挙における の表示布を下記理由により紛失（破損・汚損）したので、再交付を申請します。

記

理由

備考

- 1 理由は詳細に記入すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

表

候補者（氏名）
年 月 日執行 選挙
選挙運動用ビラ証紙交付票
鳥取市選挙管理委員会 印

裏

交 付 月 日	交付枚数	鳥取市選挙管理委員会印
計		枚

様式第12号、様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第12号（第17条関係）

出納責任者選任（異動）届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者

住 所

氏 名

次のとおり、出納責任者を選任（異動）したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行			選挙
候 補 者 氏 名				
前 出 納 責 任 者 (選任届の場合は記入不要)				
新 出 納 責 任 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所		電話番号	
	職 業			
	生 年 月 日	年 月 日		

選任（異動）年 月 日	年 月 日
-------------	-------

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について、候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 出納責任者の解任又は解任による異動については、これを証すべき書面を添付してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合、はこの限りではありません。

様式第13号（第17条関係）

出納責任者職務代行開始（終了）届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者

次のとおり、出納責任者の職務代行を開始（終了）したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行	選挙
候 補 者 氏 名		
出 納 責 任 者 氏 名		

新出納責任者	ふりがな 氏名	
	住 所	
	職 業	
	生 年 月 日	年 月 日
職務代行開始 (終了)の理由		
推薦届出者氏名		
職務代行開始 (終了)年月日		年 月 日

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者職務代行者の選任（解任）について、候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推薦届出人が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 「推薦届出者氏名」の欄には、出納責任者を選任した推薦届出者に事故があるとき又はかけたときに記入してください。
- 4 選任者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第14号（第22条関係）

運動のための事務所設置（異動）届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

解散又は解散請求代表者、
 議会、被解職請求者
 住所
 氏名

次のとおり運動のための事務所を設置（異動）したので届けます。

直接請求の種類			
直接請求の根拠規定			
旧事務所所在地 (設置届の場合は記入不要)			
新事務所	所在地		
	建物名称	電話番号	
設置（異動）年月日		年 月 日	
連絡責任者氏名		電話番号	

- 備考 1 住所氏名欄は、解散又は解職請求代表者が2人以上あるときは全員が署名又は記名押印してください。
- 2 解散又は解職請求代表者証明書の写しを添付してください。
- 3 代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。

鳥取市選挙運動管理規則（昭和37年選挙管理委員会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市選挙運動管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月20日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市選挙管理委員会規則第2号</p> <p>改正 昭和37年11月13日選管委規則第4号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和41年12月28日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和45年9月10日選管委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和53年10月28日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和57年8月21日選管委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成6年7月22日選管委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成8年4月1日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成12年3月2日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年12月25日選管委規則第3号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成30年9月3日選管委規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第9章</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>第1条～第22条</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p>	<p>○鳥取市選挙運動管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月20日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市選挙管理委員会規則第2号</p> <p>改正 昭和37年11月13日選管委規則第4号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和41年12月28日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和45年9月10日選管委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和53年10月28日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和57年8月21日選管委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成6年7月22日選管委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成8年4月1日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成12年3月2日選管委規則第1号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年12月25日選管委規則第3号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成30年9月3日選管委規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第9章</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>第1条～第22条</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p>

様式第1号（第3条関係）

選挙事務所設置（異動）届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者
（推薦届出者）
住 所
氏 名

次のとおり、選挙事務所を設置（異動）したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行 選挙		
候 補 者 氏 名			
旧 事 務 所 所 在 地 （設置届の場合は記入不要）			
新 事 務 所	所 在 地		
	建 物 名 称	電話番号	
設 置 異 動	年 月 日	年 月 日	
連 絡 責 任 者 氏 名		電話番号	

備考

様式第1号（第3条関係）

選挙事務所 設 置
異 動 届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者
（推薦届出者）
住 所
氏 名

㊞

次のとおり、選挙事務所を 設 置
異 動 したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行 選挙		
候 補 者 氏 名			
旧 事 務 所 所 在 地 （設置届の場合は記入不要）			
新 事 務 所	所 在 地		
	建 物 名 称	電話番号	
設 置 異 動	年 月 日	年 月 日	
連 絡 責 任 者 氏 名		電話番号	

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置又は異動について候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（第3条関係）

（略）

様式第3号（第3条関係）

推薦届出代表者証明書

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	

上記の者は、年 月 日執行の 選挙の候補者 の推薦届出者の代表であることを証明します。

- 1 設置又は異動のいずれか該当するものを、○で囲んでください。
- 2 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置又は異動について候補者の承諾書を添付してください。
- 3 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

（略）

様式第3号（第3条関係）

推薦届出代表者証明書

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	

上記の者は、年 月 日執行の 選挙の候補者 の推薦届出者の代表であることを証明します。

年 月 日

推薦届出者

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

備考 推薦届出者全員が、署名又は記名押印してください。

様式第4号（第4条関係）

（略）

様式第5号（第7条関係）

表示布再交付申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

年 月 日

推薦届出者

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

様式第4号（第4条関係）

（略）

様式第5号（第7条関係）

表示布再交付申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

住 所
氏 名

年 月 日執行の 選挙における の表示布を下記
理由により紛失（破損・汚損）したので、再交付を申請します。

記

理由

備考

- 1 理由は詳細に記入すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第6号（第9条関係）

（略）

様式第7号（第10条関係）

（表）

住 所
氏 名



年 月 日執行の 選挙における の表示布を下記
理由により紛失（破損・汚損）したので、再交付を申請します。

記

理由

(注) 理由は詳細に記入すること。

様式第6号（第9条関係）

（略）

様式第7号（第10条関係）

（表）

候補者（氏名）

年 月 日執行 選挙

選挙運動用ビラ証紙交付票

鳥取市選挙管理委員会

印

（裏）

（略）

様式第8号（第12条関係）

（略）

様式第9号（第14条関係）

（略）

様式第10号（第15条関係）

候補者（氏名）

年 月 日執行 選挙

選挙運動用ビラ証紙交付票

鳥取市選挙管理委員会

印

（裏）

（略）

様式第8号（第12条関係）

（略）

様式第9号（第14条関係）

（略）

様式第10号（第15条関係）

(略)

様式第11号 (第15条関係)

(略)

様式第12号 (第17条関係)

出納責任者 選任 (異動) 届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者
住 所
氏 名

次のとおり、出納責任者を 選任 (異動) したので届けます。

選 挙 名	年 月 日 執行 選挙
候 補 者 氏 名	
前 出 納 責 任 者 (選任届の場合は記入不要)	

(略)

様式第11号 (第15条関係)

(略)

様式第12号 (第17条関係)

出納責任者 選 任
異 動 届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者
住 所
氏 名

㊞

次のとおり、出納責任者を 選 任
異 動 したので届けます。

選 挙 名	年 月 日 執行 選挙
候 補 者 氏 名	
前 出 納 責 任 者 (選任届の場合は記入不要)	

新出納責任者	ふりがな氏名			
	住所		電話番号	
	職業			
	生年月日	年 月 日		
選任（異動）年月日		年 月 日		

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について、候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 出納責任者の解任又は解任による異動については、これを証すべき書面を添付してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第13号（第17条関係）

出納責任者職務代行開始（終了）届

新出納責任者	ふりがな氏名			
	住所		電話番号	
	職業			
	生年月日	年 月 日		
選任（異動）年月日		年 月 日		

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について、候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推選届出者が数人あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 出納責任者の解任又は解任による異動については、これを証すべき書面を添付してください。

様式第13号（第17条関係）

出納責任者職務代行開始（終了）届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者

次のとおり、出納責任者の職務代行を開始（終了）したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行 選挙
候 補 者 氏 名	
出 納 責 任 者 氏 名	
職務代行者	ふ り が な 氏 名
	住 所
	職 業
	生 年 月 日
職 務 代 行 開 始 (終 了) の 理 由	
推 薦 届 出 者 氏 名	
職 務 代 行 開 始 (終 了) 年 月 日	年 月 日

備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者職務代行者の選任

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者



次のとおり、出納責任者の職務代行を開始（終了）したので届けます。

選 挙 名	年 月 日執行 選挙
候 補 者 氏 名	
出 納 責 任 者 氏 名	
職務代行者	ふ り が な 氏 名
	住 所
	職 業
	生 年 月 日
職 務 代 行 開 始 (終 了) の 理 由	
推 薦 届 出 者 氏 名	
職 務 代 行 開 始 (終 了) 年 月 日	年 月 日

備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者職務代行者の選任

(解任)について、候補者の承諾書を添付してください。

2 推薦届出人が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。

3 「推薦届出者氏名」の欄には、出納責任者を選任した推薦届出者に事故があるとき又はかけたときに記入してください。

4 選任者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第14号(第22条関係)

運動のための事務所設置(異動)届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

解散又は解散請求代表者、
議会、被解職請求者

(解任)について、候補者の承諾書を添付してください。

2 推薦届出人が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。

3 「推薦届出者氏名」の欄には、出納責任者を選任した推薦届出者に事故があるとき又はかけたときに記入してください。

様式第14号(第22条関係)

運動のための事務所 設置
異動 届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

解散又は解散請求代表者、
議会、被解職請求者

住所
氏名

次のとおり運動のための事務所を設置（異動）したので届けます。

直接請求の種類			
直接請求の根拠規定			
旧事務所所在地 (設置届の場合は記入不要)			
新事務所	所在地		
	建物名称	電話番号	
<u>設置（異動）</u> 年月日		年月日	
連絡責任者氏名		電話番号	

- 備考 1 住所氏名欄は、解散又は解職請求代表者が2人以上あるときは全員が署名又は記名押印してください。
- 2 解散又は解職請求代表者証明書の写しを添付してください。
- 3 代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の

住所
氏名



次のとおり運動のための事務所を 設置
異動 したので届けます。

直接請求の種類			
直接請求の根拠規定			
旧事務所所在地 (設置届の場合は記入不要)			
新事務所	所在地		
	建物名称	電話番号	
<u>設置</u> <u>異動</u> 年月日		年月日	
連絡責任者氏名		電話番号	

- (注) 1 設置又は異動のいずれか該当するものを、○で囲んでください。
- 2 住所氏名欄は、解散又は解職請求代表者が2人以上あるときは全員が記名押印してください。
- 3 解散又は解職請求代表者証明書の写しを添付してください。

措置がある場合は、この限りではありません。

議案第 46 号

鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部改正について

鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部を改正する規則

鳥取市個人演説会等開催手続規則（昭和 37 年鳥取市選挙管理委員会規則第 3 号）
の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 6 号を
次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人演説会等の施設使用の費用額の承認（変更）申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名

㊞

公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条第1項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項及びその公営のため納付すべき費用額を次のとおり定め（変更し）たいので申請します。

記

施 設 の 名 称				
設 備 す る 箇 所				
面 積		㎡		
設備の程度	照 明	電 灯	W 個	
		蛍光灯	W 個	
	演 壇	机 卓 脚、い す 脚		
		マイク 個、スピーカー 個		
	聴 衆 席	い す 脚		
そ の 他	弁 士 控 室			
	そ の 他			
納付すべき費用額	4月1日から 10月31日まで	平 日	昼 間	
			夜 間	
		日曜日	昼 間	
			夜 間	
		休 日	昼 間	
			夜 間	
	11月1日から 3月31日まで	平 日	昼 間	
			夜 間	
日曜日		昼 間		

			夜 間	
		休 日	昼 間	
			夜 間	
備	考			

- 備考 1 昼間とは午前8時30分から午後5時までを、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分までをいうものとする。
- 2 建物の配置図に演説会場、弁士控室及び電気施設の取付図面等を示した略図を2部添付すること。
- 3 使用に関する料金徴取の定めがあるものはその写し及び内訳書を2部添付すること。
- 4 施設の使用上の注意事項、制限等は適宜付記すること。
- 5 摘要欄には夜間使用の場合における臨時電球の取付け又は臨時配線の必要の有無を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

個人演説会等施設使用日時予定報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名

Ⓜ

年 月 日執行の 選挙における（個人演説会・政党演説会・政党等

演説会) の開催について、支障のない日時の予定表を次のとおり提出します。

施 設 の 名 称	
開 催 予 定 日 時	月 日 午前 (午後) 時 分から 午前 (午後) 時 分まで
備 考	

様式第3号 (第5条関係)

個人演説会等開催申出撤回届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者等

住 所等

氏 名等

年 月 日開催申出の (個人演説会・政党演説会・政党等演説会) を、次の
とおり撤回したいので届けます。

施 設 の 名 称	
-----------	--

開 催 予 定 日 時	月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで
備 考	

備考 候補者等本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（第6条関係）

個人演説会等の施設利用申出に関する通知書

年 月 日

施設管理者

様

鳥取市選挙管理委員会委員長

㊟

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第161条の規定による（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）を次のとおり開催したい旨の申出があったので、公職選挙法施行令第115条の規定により通知します。

記

施 設 の 名 称		
使 用 日 時		月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで
使用する候補者等	住 所 等	
	氏 名 等	
使用に関する 事務連絡者	住 所	
	氏 名	
自ら施設を加える程度		
備 考		

様式第5号（第7条関係）

個人演説会等施設使用可否通知書

年 月 日

様

施設管理者

⑩

年 月 日執行の 選挙において（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）の施設の使用については、次のとおり通知します。

記

通 知 書 到 着 日 時	
候 補 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	
施 設 の 名 称	
使 用 日 時	
使 用 の 可 否	
備 考	

注 「備考」欄には、制限許可又は不許可の理由、許可の条件等を簡明に記載すること。

様式第6号（第11条関係）

個人演説会等開催顛末報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

㊞

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第161条の規定によ
り、 を（個人演説会・政党演説会・政党等演

説会) の施設として使用した者は、次のとおりです。

記

使用した候補者	住所等	
	氏名等	
使用日時	月 日 午前(午後) 時 分から 午前(午後) 時 分まで	
使用の許可		
公営申請の有無		
費用額		
納入年月日		
費用負担区分		
備考		

備考 1 費用負担区分欄には、「使用者負担」、「市負担」等と記入すること。

2 附加設備を承認した場合は、「備考欄」に「附加設備承認」と附記すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対し

て行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。

鳥取市個人演説会等開催手続規則（昭和37年選挙管理委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市個人演説会等開催手続規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月20日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市選挙管理委員会規則第3号</p> <p>改正 平成 8年 4月 1日選管委規則第2号 (題名改正)</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">個人演説会等の施設使用の費用額の承認（変更）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取市選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">施設管理者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	<p>○鳥取市個人演説会等開催手続規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月20日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市選挙管理委員会規則第3号</p> <p>改正 平成 8年 4月 1日選管委規則第2号 (題名改正)</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">個人演説会等の施設使用の費用額の承認（変更）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取市選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">施設管理者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>

公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条第1項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項及びその公営のため納付すべき費用額を次のとおり定め(変更し)たいので申請します。

記				
施設の名称				
設備する箇所				
面積	m ²			
設備の程度	照明 電灯 W 個 蛍光灯 W 個			
	演壇 机卓 脚、いす 脚、マイク 個、スピーカー 個			
	聴衆席 いす 脚			
	その他 弁士控室			
	その他			
納付すべき費用額	平日	昼間		
		夜間		
	日曜日	昼間		
		夜間		
	休日	昼間		
		夜間		
	11月1日から	平日	昼間	

施設 の 名称	設備 する 箇所	面積	設備の程度		納付すべき費用額									備考								
			照明	演壇	聴衆席	弁士控室	その他	4月1日から 10月31日まで			11月1日から 3月31日まで											
								平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日									
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間													
		m ²	電灯 W 個 蛍光灯 W 個	机卓 個 いす 脚 マイク 個 スピーカー 個	いす 脚	机卓 個 いす 脚																

3月31日まで	日曜日	夜間		
		昼間		
	休日	夜間		
		昼間		
	備考			

- 備考 1 昼間とは午前8時30分から午後5時までを、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分までをいうものとする。
- 2 建物の配置図に演説会場、弁士控室及び電気施設の取付図面等を示した略図を2部添付すること。
- 3 使用に関する料金徴取の定めがあるものはその写し及び内訳書を2部添付すること。
- 4 施設の使用上の注意事項、制限等は適宜付記すること。
- 5 摘要欄には夜間使用の場合における臨時電球の取付け又は臨時配線の必要の有無を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

個人演説会等施設使用日時予定報告書

年 月 日

- 備考 1 昼間とは午前8時30分から午後5時までを、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分までをいうものとする。
- 2 建物の配置図に演説会場、弁士控室及び電気施設の取付図面等を示した略図を2部添付すること。
- 3 使用に関する料金徴取の定めがあるものはその写し及び内訳書を2部添付すること。
- 4 施設の使用上の注意事項、制限等は適宜付記すること。
- 5 摘要欄には夜間使用の場合における臨時電球の取付け又は臨時配線の必要の有無を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

個人演説会等施設使用日時予定報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名 ㊞

年 月 日執行の 選挙における（個人演説会・政党演説会・
政党等演説会）の開催について、支障のない日時の予定表を次のとおり
提出します。

施 設 の 名 称	
開 催 予 定 日 時	月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで
備 考	

様式第3号（第5条関係）

個人演説会等開催申出撤回届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名 ㊞

年 月 日執行の 選挙における（個人演説会・政党演説会・
政党等演説会）の開催について、支障のない日時の予定表を次のとおり
提出します。

施 設 の 名 称	開 催 予 定 日 時	備 考
	月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで	
	月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで	

様式第3号（第5条関係）

個人演説会等開催申出撤回届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者等
住所等
氏名等

年 月 日開催申出の（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）
を、次のとおり撤回したいので届けます。

施設の名 称	
開催予定日時	月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで
備 考	

備考 候補者等本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（第6条関係）

個人演説会等の施設利用申出に関する通知書

候補者等
住所等
氏名等



年 月 日開催申出の（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）
を、次のとおり撤回したいので届けます。

施設の名 称	開 催 予 定 日 時	備 考
	月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで	

様式第4号（第6条関係）

個人演説会等の施設利用申出に関する通知書

年 月 日

施設管理者

様

鳥取市選挙管理委員会委員長

㊟

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第16条の規定による（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）を次のとおり開催したい旨の申出があったので、公職選挙法施行令第115条の規定により通知します。

記

施設の名 称			
使 用 日 時		月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分まで	
使用する候補者等	住 所 等		
	氏 名 等		
使用に関する事務連絡者	住 所		
	氏 名		

年 月 日

施設管理者

様

鳥取市選挙管理委員会委員長

㊟

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第16条の規定による（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）を次のとおり開催したい旨の申出があったので、公職選挙法施行令第115条の規定により通知します。

記

施設の名 称	使 用 日 時	使用する候補者等		使用に関する事務連絡者		自ら施設を加える程度	備 考
		住 所 等	氏 名 等	住 所	氏 名		
	月 日						
	午 前 時分から 午 後 時分まで						
	午 前 時分から 午 後 時分まで						

自ら施設を加える程度	
備考	

様式第5号（第7条関係）

個人演説会等施設使用可否通知書

年 月 日

様

施設管理者 印

年 月 日執行の 選挙において(個人演説会・政党演説会・政党等演説会)の施設の使用については、次のとおり通知します。

記

通知書到着日時	
候補者等の氏名又は名称	
施設の名称	

様式第5号（第7条関係）

個人演説会等施設使用可否通知書

年 月 日

様

施設管理者 印

年 月 日執行の 選挙において(個人演説会・政党演説会・政党等演説会)の施設の使用については、次のとおり通知します。

記

通知書到着日時	候補者等の氏名又は名称	施設の名称	使用日時	使用の可否	備考

注 「備考」欄には、制限許可又は不許可の理由、許可の条件等を簡明

使 用 日 時	
使 用 の 可 否	
備 考	

注 「備考」欄には、制限許可又は不許可の理由、許可の条件等を簡明に記載すること。

様式第6号（第11条関係）

個人演説会等開催顛末報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者 ⑩

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第161条の規定により、 を（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）の施設として使用した者は、次のとおりです。

記

に記載すること。

様式第6号（第11条関係）

個人演説会等開催顛末報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者 ⑩

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第161条の規定により、 を（個人演説会・政党演説会・政党等演説会）の施設として使用した者は、次のとおりです。

記

使用した候補者	住所等	
	氏名等	
使用日時	月 日 午前(午後) 時 分から 午前(午後) 時 分まで	
使用の許可		
公営申請の有無		
費用額		
納入年月日		
費用負担区分		
備考		

備考 1 費用負担区分欄には、「使用者負担」、「市負担」等と記入すること。
2 附加設備を承認した場合は、「備考欄」に「附加設備承認」と附記すること。

使用した候補者等	住所等	氏名等	使用日時	使用の許可	公営申請の有無	費用額	納入年月日	費用負担区分	備考

備考 1 費用負担区分欄には、「使用者負担」、「市負担」等と記入すること。
2 附加設備を承認した場合は、「備考欄」に「附加設備承認」と附記すること。

議案第 47 号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
規則の一部改正について

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則の一部
を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
規則の一部を改正する規則

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則（平成
6 年鳥取市選挙管理委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 6 号を
次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行

選挙

候補者 氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約 期 間	運送契約 金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契 約 金 額	
自動車の 借入れ					
運転手の 雇 用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号（第3条関係）

掲示場用ポスター作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（第4条関係）

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次の自動車燃料代につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請
前回までの累積金額	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a) + (b)	円	円
備考	円	円

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

- 6 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第5号（第4条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次のビラ作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚

今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第6号（第条関係）

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次のポスター作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第10号（第6条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	
		2 上記に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

- 2 運送事業者等が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 円
 - (2) (1)以外の場合 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃 料 供給量	燃 料 供給金額	当該自動車の走行距離計に表示された走行距離数
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番

号を記載してください。

- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計(当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。)に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 8 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第12号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者 氏名

記

運転手の氏名		
運転手の住所		
雇用年月日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて 円 までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第13号（第6条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

枚

(2) 限度額

7円51銭×確認された当該作成枚数＝限度額

様式第14号（第6条関係）

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	箇所
-------------------------	----

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

円 + 円 × ポスター掲示場数

————— = 単価…1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場の数

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第15号(第7条関係)

請 求 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条
の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)と
ともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはでき
ません。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第7条関係）

請 求 書

（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第7条関係)

請 求 書

(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条
の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求
の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受け
た日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車

登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第7条関係）

請 求 書

（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って

ください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第7条関係）

請 求 書
（ビラの作成）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号(第7条関係)

請 求 書

(ポスターの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはでき

ません。

- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則（平成6年選挙管理委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成6年3月28日 鳥取市選挙管理委員会規則第1号</p> <p>改正 平成7年6月23日選管委規則第1号 平成14年2月19日選管委規則第1号 平成15年2月17日選管委規則第1号 平成16年9月2日選管委規則第1号 平成19年12月25日選管委規則第2号 (題名改正)</p> <p>平成21年3月2日選管委規則第1号 平成22年9月2日選管委規則第1号 平成29年3月30日選管委規則第1号 平成31年2月5日選管委規則第1号</p> <p>第1条～第8条 (略)</p>	<p>○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成6年3月28日 鳥取市選挙管理委員会規則第1号</p> <p>改正 平成7年6月23日選管委規則第1号 平成14年2月19日選管委規則第1号 平成15年2月17日選管委規則第1号 平成16年9月2日選管委規則第1号 平成19年12月25日選管委規則第2号 (題名改正)</p> <p>平成21年3月2日選管委規則第1号 平成22年9月2日選管委規則第1号 平成29年3月30日選管委規則第1号 平成31年2月5日選管委規則第1号</p> <p>第1条～第8条 (略)</p>

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約 期 間	運送契約 金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契約 金額	
自動車の借れ					

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約 期 間	運送契約 金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契約 金額	
自動車の借れ					

運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第2号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様
年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
年月日		枚	円	
年月日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号（第3条関係）

掲示場用ポスター作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

様
年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
年月日		枚	円	
年月日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第3条関係）

掲示場用ポスター作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
年月日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（第4条関係）

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
年月日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第4条関係）

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次の自動車燃料代につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考	円	円

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金

候補者 氏名

印

次の自動車燃料代につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考	円	円

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金

額をも含めて記載してください。

5 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

6 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第5号（第4条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

次のビラ作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

額をも含めて記載してください。

5 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第5号（第4条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

次のビラ作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第6号(第4条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第6号(第4条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長
様

年 月 日 執行 選挙
候補者 氏名

次のポスター作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、

年 月 日 執行 選挙
候補者 氏名 印

次のポスター作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

この限りではありません。

様式第7号（第4条関係）

（略）

様式第8号（第4条関係）

（略）

様式第9号（第4条関係）

（略）

様式第10号（第6条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
	2 上記に掲げる場合以外の場合

様式第7号（第4条関係）

（略）

様式第8号（第4条関係）

（略）

様式第9号（第4条関係）

（略）

様式第10号（第6条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
	2 上記に掲げる場合以外の場合

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
円
 - (1)以外の場合
円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
円
 - (1)以外の場合
円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対

象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
-------------------------------------	--

象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
-------------------------------------	--

燃料供給 年月日	燃料の供給 を受けた選 挙運動用自 動車の自動 車登録番号 又は車両番 号	燃料 供給量	燃料供 給金額	当該自動 車の走行 距離計に 表示され た走行距 離数
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又

燃料供給 年月日	燃料の供給 を受けた選 挙運動用自 動車の自動 車登録番号 又は車両番 号	燃料 供給量	燃料供 給金額	当該自動 車の走行 距離計に 表示され た走行距 離数
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又

は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計(当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。)に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 8 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第12号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

記

は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計(当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。)に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 8 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第12号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

記

運転手の氏名		
運転手の住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。

運転手の氏名		
運転手の住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第13号（第6条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

様式第13号（第6条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数 枚
- (2) 限度額 7円51銭×確認された当該作成枚数＝限度額

様式第14号（第6条関係）

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び

- (1) 枚数 枚
- (2) 限度額 7円51銭×確認された当該作成枚数＝限度額

様式第14号（第6条関係）

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び

作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第15号 (第7条関係)

請 求 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第15号 (第7条関係)

請 求 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置があ

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

る場合は、この限りではありません。

様式第16号（第7条関係）

（略）

様式第17号（第7条関係）

請 求 書
（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名

様式第16号（第7条関係）

（略）

様式第17号（第7条関係）

請 求 書
（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第18号(第7条関係)

(略)

様式第19号(第7条関係)

請 求 書
(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第18号(第7条関係)

(略)

様式第19号(第7条関係)

請 求 書
(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料)、自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料)、自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規

定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第20号(第7条関係)

(略)

様式第21号(第7条関係)

請 求 書
(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

様式第20号(第7条関係)

(略)

様式第21号(第7条関係)

請 求 書
(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（運転手）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（運転手）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第22号（第7条関係）

（略）

様式第23号（第7条関係）

請求書
（ビラの作成）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			

様式第22号（第7条関係）

（略）

様式第23号（第7条関係）

請求書
（ビラの作成）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			

口	座	名
---	---	---

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第24号(第7条関係)

(略)

様式第25号(第7条関係)

請求書
(ポスターの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

口	座	名
---	---	---

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

様式第24号(第7条関係)

(略)

様式第25号(第7条関係)

請求書
(ポスターの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年月日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、
掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成
した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚
数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の
期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求す
ることはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場
合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提
出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年月日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
連絡先電話番号			
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、
掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成
した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚
数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の
期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求す
ることはできません。

本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第26号（第7条関係）
（略）

様式第26号（第7条関係）
（略）

議案第48号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部改正について

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則（平成14年鳥取市選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。

- 1 掲載文 別紙のとおり
- 2 写 真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（第2条関係）

鳥取市選挙公報掲載文原稿用紙

候補者 氏 名	
連 絡 担 当 者	
連 絡 場 所	住所 (電話)

(掲載文記載箇所)

	写真
	氏名欄

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分	受付
		(受付者 印)
くじの結果		掲載の順序

鳥取市選挙管理委員会

- 備考1 氏名欄の氏名は、選挙長が認定した通称があるときは、その通称によること。
- 2 写真は、別に提出すること。(貼りつけず、横3cm、縦3.5cmの写真2葉提出)
- 3 掲載文記載箇所の枠の線は、そのまま掲載する。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載撤回申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第9条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請します。

- 1 修正箇所 (掲載文 ・ 写真)
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載分 別紙のとおり
 - (2) 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2(2)の写真是、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則（平成14年選挙管理委員会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年9月27日 鳥取市選挙管理委員会規則第2号</p> <p>第1条～第13条 (略) 様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市選挙公報掲載申請書</p> <p>鳥取市選挙管理委員会委員長 様 選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名</p> <p>鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。</p>	<p>○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年9月27日 鳥取市選挙管理委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第13条 (略) 様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市選挙公報掲載申請書</p> <p>鳥取市選挙管理委員会委員長 様 選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名 ㊟</p> <p>鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。</p>

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（第2条関係）

鳥取市選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	
連絡担当者	
連絡場所	住所 (電話)

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

様式第2号（第2条関係）

鳥取市選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	④
連絡担当者	
連絡場所	住所 (電話)

(掲載文記載箇所)

	写真
	氏名欄

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分受付 (受付者 ㊟)		
くじの結果		掲載の順序	

鳥取市選挙管理委員会

- 備考
- 1 氏名欄の氏名は、選挙長が認定した通称があるときは、その通称によること。
 - 2 写真は、別に提出すること。
 - 3 掲載文記載箇所の枠の線は、そのまま掲載する。

(掲載文記載箇所)

	写真
	氏名欄

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分受付 (受付者 ㊟)		
くじの結果		掲載の順序	

鳥取市選挙管理委員会

- 備考
- 1 氏名欄の氏名は、選挙長が認定した通称があるときは、その通称によること。
 - 2 写真は、別に提出すること。
 - 3 掲載文記載箇所の枠の線は、そのまま掲載する。

4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載撤回申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載撤回申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名 ㊟

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。

※ 受付日時 年 月 日 午前・午後 時 分
(受付者 ㊟)

さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請します。

- 1 修正箇所 （ 掲載文 ・ 写真 ）
- 2 修正内容
（1） 修正後の記載分 別紙のとおり
（2） 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙
候補者氏名 ㊟

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請します。

- 1 修正箇所 （ 掲載文 ・ 写真 ）
- 2 修正内容
（1） 修正後の記載分 別紙のとおり
（2） 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2(2)の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

備考 2(2)の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

議案第49号

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の
一部改正について

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を次の
ように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の
一部を改正する規則

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和37年
選挙管理委員会告示第63号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

政談演説会開催届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

政治団体名

事務所所在地

代 表 者

年 月 日執行の鳥取市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので届け出ます。

記

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について、押印欄を削除することとなったことにより、規程の一部を改正するものである。

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和37年選挙管理委員会告示第63号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月20日 鳥取市選挙管理委員会告示第63号</p> <p>改正 昭和41年12月28日選管委告示第91号 昭和46年1月25日選管委告示第46号 昭和53年12月19日選管委告示第67号 平成14年2月19日選管委告示第2号</p> <p>第1条～第11条 (略) 様式第1号(第1条関係) (略) 様式第2号(第5条関係) (略) 様式第3号(第6条関係) (略) 様式第3号の2(第6条関係)</p>	<p>○鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月20日 鳥取市選挙管理委員会告示第63号</p> <p>改正 昭和41年12月28日選管委告示第91号 昭和46年1月25日選管委告示第46号 昭和53年12月19日選管委告示第67号 平成14年2月19日選管委告示第2号</p> <p>(表示布)</p> <p>第1条～第11条 (略) 様式第1号(第1条関係) (略) 様式第2号(第5条関係) (略) 様式第3号(第6条関係) (略) 様式第3号の2(第6条関係)</p>

(略)

様式第4号(第8条関係)

政談演説会開催届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

政治団体名

事務所所在地

代 表 者

年 月 日執行の鳥取市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので届け出ます。

記

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合には、本人確認書類の

(略)

様式第4号(第8条関係)

政談演説会開催届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

政治団体名

事務所所在地

代 表 者



年 月 日執行の鳥取市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので届け出ます。

記

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第5号（第9条関係）

（略）

様式第5号（第9条関係）

（略）

報告第5号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び
6分の1の数について

(1)鳥取市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

154,736人

(2)(1)の50分の1の数

3,095人

地方自治法第74条第1項	……………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	……………	監査の請求
市町村の合併の特例に関する法律 第4条第1項及び第5条第1項	……………	合併協議会設置の請求

(3)(1)の3分の1の数

51,579人

地方自治法第76条第1項	……………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	……………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	……………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	……………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求
地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第8条第1項	……………	教育長・教育委員の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

25,790人

市町村の合併の特例に関する法律 第4条第11項及び第5条第15項	……………	合併協議会設置協議の投票請求
-------------------------------------	-------	----------------

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。